

狛江市教育委員会規則第 13 号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 18 日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

令和8年5月18日  
教育委員会規則第13号

狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録)</p> <p><b>第7条</b> 公民館利用団体登録を受けようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、委員会が指定する施設予約を行うためのシステム（以下「施設予約システム」という。）上で、利用団体の登録の申込みを行うものとする。この場合において、主に活動するホームとなる施設を選択するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 登録団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに<u>オンラインフォームにより変更の申込みをしなければならない</u>。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で変更の承認をするものとする。</p> <p>6 登録団体は、当該登録を更新しようとするときは、あらかじめ指定された期日までに、<u>オンラインフォームにより更新の申込みをしなければならない</u>。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。</p> <p>7 登録団体は、当該登録を抹消するときは、<u>オンラインフォームにより登録抹消の申込みをしなければならない</u>。この場合に</p>	<p>(登録)</p> <p><b>第7条</b> 公民館利用団体登録を受けようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、委員会が指定する施設予約を行うためのシステム（以下「施設予約システム」という。）上で、<u>又は公民館利用団体登録申込書（第1号様式。以下「団体登録申込書」という。）を委員会に提出し</u>、利用団体の登録の申込みを行うものとする。この場合において、主に活動するホームとなる施設を選択するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 登録団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに<u>公民館利用団体登録変更申込書（第2号様式）を委員会に提出し</u>、変更の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で変更の承認をするものとする。</p> <p>6 登録団体は、当該登録を更新しようとするときは、<u>団体登録申込書を委員会に提出し</u>、あらかじめ指定された期日までに、更新の申込みをしなければならない。この場合において、委員会は、第3項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。</p> <p>7 登録団体は、当該登録を抹消するときは、<u>公民館利用団体登録抹消申込書（第3号様式）を委員会に提出し</u>、登録抹消の申</p>

改正後	改正前
<p>において、委員会は、施設予約システム上で登録を抹消するものとする。</p>	<p>込みをしなければならない。この場合において、委員会は、施設予約システム上で登録を抹消するものとする。</p>
<p>(使用の申込み等)</p>	<p>(使用の申込み等)</p>
<p><b>第10条</b> 使用者は公民館又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。</p>	<p><b>第10条</b> 使用者は公民館又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で、<u>又は公民館施設予約・予約取消申込書(第4号様式。以下「申込書」という。)</u>で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。</p>
<p>2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に<u>申込み</u>をすることができる。</p>	<p>2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により委員会が特に認めたときは、受付期間前に<u>申請</u>することができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3 第1項の申込みの受付時間は、次の各号の方法ごとに、当該各号に掲げる時間とする。</p>	<p>3 <u>第1項の申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の方法で行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>抽選予約 施設予約システム</u></p> <p>(2) <u>一般予約 施設予約システム又は申込書</u></p>
<p>3 第1項の申込みの受付時間は、次の各号の方法ごとに、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>4 第1項の申込みの受付時間は、次の各号の方法ごとに、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申込書 午前9時から午後5時まで(休館日を除く。)</u></p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>5 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用の許可を受けた者」という。)が当該施設の使用を取り消すときは、施設予約システム上で、施設使用取消しの申込みをしなければならない。</p>	<p>6 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用の許可を受けた者」という。)が当該施設の使用を取り消すときは、施設予約システム上で、<u>又は原則として使用日の前の開館日午後5時までに、申込書を委員会に提出し、施設使用取消しの申込みをし</u></p>

改正後	改正前
<p>6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の1月前の日の属する月の初日から使用するときまでに<u>公民館施設目的外使用（使用取消）申込書（第1号様式。以下「目的外使用申込書」という。）</u>を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申込みを行った者（以下「目的外使用申込者」という。）が施設の使用を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、<u>目的外使用申込書</u>を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>なければならぬ。 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、狛江市の区域内に住所若しくは事業所を有し、又は勤務する者以外の者及び目的外に使用する者は使用日の1月前の日の属する月の初日から使用するときまでに<u>公民館施設目的外使用申込書（第5号様式）</u>を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申込みを行った者（以下「目的外使用申込者」という。）が施設の使用を取り消すときは、原則として使用日の前の開館日午後5時までに、<u>申込書</u>を委員会に提出しなければならない。</p>
<p>7 第1項の規定にかかわらず、前項の規定による目的外使用の申込みがあった場合は、委員会はその内容を審査し、目的外使用の許可を決定した場合で、使用するときまでに使用料の納付を受けた場合には、<u>公民館施設使用許可通知書（第2号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p>	<p>8 第1項の規定にかかわらず、前項の規定による目的外使用の申込みがあった場合は、委員会はその内容を審査し、目的外使用の許可を決定した場合で、使用するときまでに使用料の納付を受けた場合には、<u>公民館施設使用許可通知書（第6号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p>
<p>8 委員会は、前項の審査により目的外使用の不許可を決定した場合は、<u>公民館施設使用不許可通知書（第3号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p> <p>（使用料の減額又は免除）</p>	<p>9 委員会は、前項の審査により目的外使用の不許可を決定した場合は、<u>公民館施設使用不許可通知書（第7号様式）</u>を目的外使用申込者に交付するものとする。</p> <p>（使用料の減額又は免除）</p>
<p>第16条 （略）</p> <p>2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする使用者は、施設予約システム上で申請し、又は<u>公民館施設使用料減免申請書（第4号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の決定をし、<u>公民館施設使</u></p>	<p>第16条 （略）</p> <p>2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする使用者は、施設予約システム上で申請し、又は<u>公民館施設使用料減免申請書（第8号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の減額又は免除の決定をし、<u>公民館施設使</u></p>

改正後	改正前
<p><u>用料減免承認・不承認通知書（第5号様式）</u>により使用者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p><b>第17条</b>（略）</p> <p>2 使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、<u>公民館施設使用料還付申請書兼領収書（第6号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、<u>公民館施設使用料還付承認（不承認）決定通知書（第7号様式）</u>を使用者に通知するものとする。</p>	<p><u>用料減免承認・不承認通知書（第9号様式）</u>により使用者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った使用者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p><b>第17条</b>（略）</p> <p>2 使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、<u>公民館施設使用料還付申請書兼領収書（第10号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、<u>公民館施設使用料還付承認（不承認）決定通知書（第11号様式）</u>を使用者に通知するものとする。</p>

第1号様式から第4号様式までを削り、第5号様式、第6号様式及び第10号様式を別紙のように改め、第5号様式から第11号様式までを4号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

（狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則の一部改正）

2 狛江市立公民館施設使用特別申請取扱規則（平成28年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第10条第8項」を「第10条第7項」に、「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市立公民館条例施行規則（以下「改正前規則」という。）第7条第3項に基づき登録の承認を受けている登録団体が、変更、更新又は登録抹消の申込みをする場合は、この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則（以下「改正後規則」という。）第7条第5項から第7項までの規定を適用する。

- 4 この規則の施行の際、改正前規則第10条第1項に基づき施設の使用の許可を受けている者が当該施設の使用を取り消す場合は、改正後規則第10条第5項の規定を適用する。
- 5 この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

年 月 日

狛江市教育委員会 宛て

団体名 \_\_\_\_\_

氏名（責任者） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 公民館施設目的外使用（使用取消）申込書

狛江市立公民館条例施行規則第10条第6項の規定により、下記施設の（使用・使用取消し）を申し込みます。

#### 記

#### 使用申込

許可番号	使用年月日	使用時間	施設名	人数	内容（使用目的）	使用料金
	年 月 日	午前・午後1 午後2・夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前・午後1 午後2・夜間	中央・西河原			円
	年 月 日	午前・午後1 午後2・夜間	中央・西河原			円

※太線の中は記入しないでください

#### 使用時間区分

午前 午前9時から正午まで      午後1 正午から午後4時まで  
 午後2 午後4時から午後7時まで      夜間 午後7時から午後10時まで

使用料合計額
円

#### 使用取消申込

許可番号	使用予定年月日	使用時間	施設名
	年 月 日	午前・午後1・午後2・夜間	中央・西河原
	年 月 日	午前・午後1・午後2・夜間	中央・西河原
	年 月 日	午前・午後1・午後2・夜間	中央・西河原

## 公民館施設使用許可通知書

申請番号		年 月 日
申請者住所 ----- 氏名又は団体の名称 ----- 代表者氏名 ----- 電 話 ----- F    A    X ----- 住 所 ----- ----- 氏 名 ----- 電 話 ----- F    A    X -----		
狛江市教育委員会		
公民館の使用を、次のとおり許可します。		

催事区分	
催事詳細	
使用内容	

使用年月日	使用時間	施設名	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
基本料合計					
加算額					
減額					
使用料					

様

狛江市教育委員会

公民館施設使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった公民館施設使用について、下記のとおり不許可を決定したので通知します。

記

	使用年月日（曜日）	使用時間	使用部屋名等	使用料
使用希望 日時等	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後1 午後2 ・ 夜間		
不許可の 理由				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

狛江市長 宛て

申請者 団体名

住所

氏名(代表者)

電話

公民館施設使用料減免申請書

狛江市立公民館条例施行規則第16条第2項の規定により、下記の施設使用料の減免を申請します。

記

団体名	使用責任者	住所			
		氏名		電話番号	
申請番号		使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館		
使用日時等	使用年月日(曜日)	使用時間	使用室名	減免措置	
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	定額使用料 円
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			減額使用料 円
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			使用料 円
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			
内 容 (使用目的)					
減免理由		<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するため <input type="checkbox"/> 市又は委員会が主催若しくは共催する事業で使用するため <input type="checkbox"/> 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用するため <input type="checkbox"/> 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用するため <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めたとき			

※ 減免申請の際に、団体規約、会則又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、医療受給者証等を提出していただく場合があります。また、これらの資料は、団体登録時・団体登録更新時に提出することもできます。

様

狛江市長

公民館施設使用料減免承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった狛江市公民館施設使用料の減免について、狛江市立公民館条例施行規則第16条第6項の規定により、下記の施設使用料の減免を承認（不承認）しましたので、通知します。

記

団体名		使用責任者	住所			
			氏名	電話番号		
申請番号		使用施設名	中央公民館 ・ 西河原公民館			
使用日時等	使用年月日(曜日)	使用時間	使用室名	減免措置		
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	定額使用料 円	
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			減額使用料 円	
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間		減額・免除	減額使用料 円	
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			使用料 円	
	年 月 日( )	午前・午後1 午後2・夜間			使用料 円	
	内 容 (使用目的)					
減免を不承認した理由						

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に狛江市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この決定があった日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様

狛江市長

公民館施設使用料還付承認（不承認）決定通知書

月 付けで申請のあった公民館施設使用料等の還付について、狛江市立公民館条例施行規則第17条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

団体名称			代表者		
住所 (所在地)	〒				
使用責任者			電話番号		
使用施設名					
使用日時等	使用年月日（曜日）	使用時間	使用部屋名等	還付料	
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			
	年 月 日（ ）	～			

2 不承認とする

不承認の理由	
--------	--

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市長に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。